

## 議案第19号

### 杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

### 杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、中小企業の勤労者に対し、勤労者福祉事業を実施することにより、中小企業の勤労者の福祉の増進を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時使用する従業員の数が300人以下の法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- (2) 勤労者福祉事業 生活の安定、健康の保持増進、自己啓発及びレクリエーションに関する事業その他区長が必要と認める事業をいう。
- (3) 団体利用 法人その他の団体及び事業を行う個人を単位とする勤労者福祉事業の利用をいう。
- (4) 個人利用 個人(事業を行う個人を除く。)を単位とする勤労者福祉事業の利用をいう。

#### (利用することができる者)

第3条 勤労者福祉事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、臨時に使用される者その他の規則で定める者は、この限りでない。

- (1) 団体利用 区内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業の代表者及び当該中小企業の従業員その他規則で定める者
- (2) 個人利用 中小企業の従業員であって、区内に住所を有するもの(前号の

規定により勤労者福祉事業を利用することができる者を除く。) その他規則で定める者

(利用の手続)

第4条 勤労者福祉事業を利用しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が、規則で定めるところにより、区長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

(1) 団体利用 前条第1号に規定する代表者その他規則で定める者

(2) 個人利用 前条第2号に規定する者

(参加費)

第5条 前条の規定により承諾を受けた者(以下「参加者」という。)は、規則で定めるところにより、当該承諾を受けた日の属する月から第7条の規定により脱退した日の属する月まで参加費を納入しなければならない。

2 前項の参加費(以下「参加費」という。)は、勤労者福祉事業を利用する者(以下「利用者」という。)1人につき月額500円とする。ただし、規則で定める者の参加費は、月額300円とする。

(利用の停止)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、勤労者福祉事業の利用を停止することができる。

(1) 参加者が正当な理由なく参加費を3月以上滞納したとき。

(2) 利用者が偽りその他不正の行為により勤労者福祉事業を利用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(脱退)

第7条 勤労者福祉事業から脱退しようとする参加者は、規則で定めるところにより、区長に申し出て、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参加者を勤労者福祉事業から脱退させることができる。

(1) 参加者が第3条各号に規定する者に該当しなくなったとき。

(2) 参加者が正当な理由なく参加費を12月以上滞納したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の行為により勤労者福祉事業を利用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(届出義務)

第8条 参加者は、第4条の規定により承諾を受けた事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

(特別会計の設置)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、勤労者福祉事業の円滑な運営を図るとともに、その経理を明確にするため、中小企業勤労者福祉事業会計(以下「特別会計」という。)を設置する。

(歳入及び歳出)

第10条 特別会計においては、勤労者福祉事業に伴う収入、繰入金、その他の収入をもってその歳入とし、勤労者福祉事業費その他の支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第11条 特別会計においては、地方自治法第218条第4項前段の規定を適用することができるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

勤労者福祉事業に関する必要な事項を定める必要がある。